

○三原市災害応急対策に係る協力事業者の登録等に関する要綱

平成 22 年 9 月 21 日

要綱第 155 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 50 条の規定に基づく災害応急対策の実施について、速やかに協力できる事業者の公募及び登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害応急対策工事 自然災害により、市民の生命及び財産に対し危機的状況が起きている場合又は市民生活に著しい障害を与えている場合において、緊急に機能を回復し、又は障害を除去するために行う必要かつ最低限の工事をいう。
- (2) 災害応急対策協力 前号に規定する災害応急対策工事の施工及び災害被害の発見に速やかに協力することをいう。
- (3) 災害応急対策協力事業者 災害応急対策協力を行おうとする意思を持つ事業者であって、第 4 条に定める要件を満たす業者として登録するものをいう。

(災害応急対策協力事業者の役割)

第 3 条 災害応急対策協力事業者（以下「協力事業者」という。）の役割は、次のとおりとする。

- (1) 市から災害応急対策工事の依頼を受けたときは、速やかに対応すること。
- (2) 災害が発生したときは、自発的に情報収集を行うこと。
- (3) 応急対策が必要と思われる箇所を発見したときは、直ちに市に通報すること。

(登録要件)

第 4 条 協力事業者の登録要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 三原市競争入札参加有資格者（建設工事）として参加登録されていること。
- (2) 市から災害応急対策協力の要請を受けた場合において、速やかに必要な人員を参集できること。
- (3) 災害応急対策協力に必要な資機材等を常備し、又は速やかに手配できること。
- (4) 市内に本店又は支店があること。

（登録申請の方法）

第5条 登録申請の方法は、次のとおりとする。

- (1) 登録申請受付の告知は、市のホームページに三原市災害応急対策協力事業者登録申請書（様式第1号）を掲載し行うものとする。
- (2) 登録の申請をしようとする事業者は、前号の申請書を市長に提出するものとする。
- (3) 市長は、前号の申請に対して審査を行い、登録要件に合致したときは、協力事業者を登録する。
- (4) 登録した協力事業者の名簿は、市のホームページにおいて公開する。

（登録の期間）

第6条 協力事業者として登録する期間は、三原市競争入札参加資格の有効期間（最長2年間）とする。ただし、登録期間が満了する日までに登録事業所から登録の抹消の届出がない場合は、登録期間を2年延長することとし、以後においても同様とする。

（登録の取消し及び変更）

第7条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すものとする。

- (1) 3回連続して災害応急対策工事の施工依頼に応じられないとき。
- (2) 第4条に定める登録要件を満たさなくなったとき。

2 協力事業者は、登録内容に変更が生じたとき又は登録の抹消を希望するときは、三原市災害応急対策協力事業者登録変更・廃止届出書

(様式第2号)を市に提出する。

(施工依頼手続き)

第8条 市長は、協力事業者に対し、災害応急対策工事の施工を依頼するときは、三原市災害応急対策工事施工依頼書(様式第3号。以下「依頼書」という。)により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で依頼することができる。

2 前項ただし書の規定により災害応急対策工事の施工を依頼したときは、市長は速やかに依頼書を作成し、依頼内容について協力事業者と確認するものとする。

(災害応急対策工事の施工)

第9条 協力事業者は、前条の依頼があったときは、災害応急対策工事を速やかに施工するものとする。ただし、施工途中で二次災害の危険が生じたときは、直ちに工事を中断し、作業従事者及び付近住民への危険回避措置を行うとともに市長に連絡し、指示を受けるものとする。

(費用の負担)

第10条 災害応急対策工事に要した費用(以下「経費」という。)は、市が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、市道等維持補修業務委託契約に定める契約単価に準拠し、当該契約単価に定めのないものについては、市と協力事業者で協議のうえ定めるものとする。

(経費の請求)

第11条 協力事業者は、災害応急対策工事が完了したときは、三原市災害応急対策工事完了届(様式第4号)、工事概要図、記録写真等を市長に提出するとともに、経費を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、内容を精査確認し、速やかに経費を支払うものとする。

(証明書の交付)

第12条 協力事業者は、市長へ三原市災害応急対策に係る協力事業者登録証明書(様式第5号。以下「証明書」という。)の交付を申請す

る場合は、三原市災害応急対策に係る協力事業者登録証明申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請をした協力事業者に証明書を交付するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日三原市要綱第28号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日三原市要綱第49号）

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。